

令和3年度 隨意契約結果<建設部>

(令和4年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	都市計画課	京都市下京区烏丸通仏光寺下 る大政所町680番地 株式会社オオバ京都営業所 所長 仲尾次 尚裕	木津東地区事業推進調査業務 3-都委-1	土木コンサルタント	・計画準備 ・事業化検討 ・まちづくり協議会支援 ・とりまとめ	令和3年5月10日 ～ 令和4年3月31日	13,310,000	19,024,500	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ②本業務は、事業化検討・基本計画の検討等を行うもので、当該地区の特性を熟知し、また、開発事業の迅速化に資する土地区画整理事業のノウハウと多数の業務実績を有し、当該地区的UR用地譲受事業者であるF S J ホールディングス株式会社の事業協力会社である同者をおいて、本業務の適切かつ確実な履行が期待できる者はいないため。
2	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	木津用水施設ポンプ場電気設 備更新調査設計業務 3-建委-5	土木コンサルタント	実施計画策定業務 ・申請書作成 1式 ・電気設備更新調査設計 1式 ・水門設備実施設計 1式	令和3年8月10日 ～ 令和4年3月25日	13,090,000		①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該 当。 ②令和2年度から実施中の鹿背山取水地区事業につ いて、京都府土地改良事業団体連合会が実施設計を 受注している。本業務はこの鹿背山取水地区事業と 円滑な連携を図る必要があることから、京都府土地 改良事業団体連合会と契約することが適正と判断し た。
3	建設課	京都府木津川市木津奈良道64 番地2 株式会社 望月測量設計事務 所 代表取締役 富井 健次	木津内田山線道路改良修正設 計業務 3-建委-7	土木コンサルタント	現況実測平面図作成 0.12万m ² 仮BM設置測量 0.055km 横断測量 8本 基準点測量 2点 用地測量杭設置 19点 修正測量 1式	令和3年8月12日 ～ 令和4年3月31日	1,430,000	2,073,500	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該 当。 ②工事進捗に伴う修正設計等を行うものであり、現 地に早急に対応可能な業者へ見積徴取を選定した。
4	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	木津川市農道点検業務 3-建委-8	土木コンサルタント	農道点検 1式 個別施設計画策定 1式	令和3年8月12日 ～ 令和3年10月22日	4,521,000	4,521,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 ②京都府土地改良施設インフラ長寿命化計画に基づ き「水土里ネット京都施設管理システム」に施設情 報や補修履歴、ストックマネージメント等を蓄積す る必要があることから、今回点検結果及び個別施設 計画をシステムへ反映するため、システムを構築し た業者を選定した。
5	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	農業用ため池劣化状況評価 3-建委-1	土木コンサルタント	農業用ため池劣化状況評価 82か所	令和3年8月27日 ～ 令和4年3月25日	14,113,000	14,113,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 ②京都府が平成27年度に発注した府内全てのため池 点検を行い、それ以降平成28年度から毎年ため池点 検を市が委託し実施しており、これまでの状況を踏 まえた同一基準による判断が可能であるため選定し た。

令和3年度 隨意契約結果<建設部>

(令和4年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
6	建設課	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合会 会長 藤原 秀夫	ため池点検調査 3-建委-3	土木コンサルタント	ため池点検調査 1式 ・ため池点検 4か所	令和3年8月20日 ～ 令和4年3月25日	462,000	462,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当。 ②京都府が平成27年度に発注した府内全てのため池点検を行い、それ以降平成28年度から毎年ため池点検を市が委託し実施しており、同一基準による判断が可能であるため選定した。
7	建設課	京都市下京区鳥丸通伝光寺上ル二帖半帖半敷町646 バシフィックコンサルタント ㈱京都事務所 所長米谷 瑞呈	内垣外排水ポンプ場詳細設計業務	土木コンサルタント	排水機場詳細設計 1式	令和3年12月1日 ～ 令和4年3月31日	7,717,600	11,072,600	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当。 ②現に契約履行中の業者に引き続き現地を熟知しているので契約した。
8	建設課	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合会 会長 藤原 秀夫	農業用ため池諸元調査 3-建委-2	土木コンサルタント	農業用ため池諸元調査 6池	令和3年9月28日 ～ 令和4年3月25日	3,553,000	3,553,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 ②この業務は、市内にある農業用ため池の現状を把握し、早急に対策が必要である池の判断を行うことが必要であり、既に農業用ため池として登録され毎年点検を行っているため池と同一基準で現状を調査する必要があります。京都府土地改良事業団体連合会は、京都府が平成27年度に発注した府内全てのため池点検を行い、それ以降平成28年度から毎年ため池点検を市が委託し実施しており、同一基準による判断が可能であるため選定した。
9	建設課	京都府相楽郡笠置町大字有市小字峠阪19-2 株式会社 山本組 代表取締役 山本 幸男	準用河川貝鍋川暫定改修工事 3-建-10	土木	コンクリートブロック積 既設水路改築工 1号重力式擁壁 A=360m2 V=75m3 2号重力式擁壁 V=3.7m3 碎石舗装 V=56m3 A=450m2	令和3年10月12日 ～ 令和4年3月31日	27,764,000	35,392,500	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号の規定による。 ②施工箇所にて京都府より発注されている河川改修工事の受注者を契約相手方とすることにより、施工ヤードの利用に係る円滑な調整や工期の短縮、諸経費調整を行うことによる経費の削減が図れるため。
10	建設課	京都府木津川市山城町椿井北代39 株式会社 中井建設 代表取締役 中井 秀高	木津内田山線道路付帯工事 3-建-18	土木	アスファルト舗装 A=60m2 メッシュフェンス L=26m 張コンクリート A=72m2 ガードレール L=11m 置きガードレール L=11m	令和4年3月1日 ～ 令和4年3月31日	3,443,000	3,997,400	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②本工事は、現に施工中の道路改良工事と隣接し、一部交錯する箇所の工事で、当該施工中の者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるため。

令和3年度 隨意契約結果<建設部>

(令和4年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
11	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	農業水路等長寿命化・防災減 災事業 小坊院池地区施設計 画策定業務 3-建委-12	土木コンサルタント	測量・調査・設計 1式	令和4年3月22日 ～ 令和4年3月31日	10,032,000	10,032,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当。 ②毎年ため池点検を京都府土地改良事業団体連合会 が実施しており、現場状況を熟知し、事業採択申請 策定業務と円滑な連携を図る必要があることから当 該業者を選定した。
12	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	農業水路等長寿命化・防災減 災事業 小坊院池II地区施設 計画策定業務 3-建委-13	測量	境界測量 1式	令和4年3月22日 ～ 令和4年3月31日	3,498,000	3,498,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 ②本業務は農業水路等長寿命化・防災減災事業 小坊 院池地区施設計画策定業務と現場情報等を円滑に連携 しながら業務を実施する必要がある事から当該業務の 受注者と契約することが適正と判断したため。